

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2016年(平成28年) November 11月号

鹿児島県の最低賃金が改正されました



かんむり嶽参り（いちき串木野市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県の最低賃金が改正されました	2
食料品製造業の皆さんへ	
～鹿児島県の食料品製造業を安全で安心な職場に～	3～6
11月は「労働保険適用促進強化期間」です	7～8
過重労働解消キャンペーンを11月に実施します	9
業務改善助成金が拡充されました	10
労務管理あれこれ	
～年休日の「通常賃金」とはどんなもの～	11
労働衛生と産業保健のこれから	11

労働契約申込みなし制度について	12
平成28年 業種別死傷災害発生状況（9月末速報値）	12
女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業認定第1号のご案内	13
平成28年度建設荷役車両特定自主検査	
強調月間実施要綱について	14～15
～荷主の皆様へ ご存知ですか？	
トラックドライバーの労働時間のルールを～	16
鹿児島労働局労働基準部 労災補償課の移転について	16
保健師からお届け クローバーたより	17
平成28年12月の講習開催のご案内	18

さくらじま

今夏、体に負荷をかけ過ぎたよう
で肺の病気を患い一週間ほど入院した。
職場に迷惑をかけて申し訳なく
思うとともに、改めて健康と家族の大切さが身にしみた。

私の場合は仕事が病気の原因ではないが、中には過重な長時間労働のために健康を害される方や亡くなられる方がいる。働きなくなることは、ご本人はもとより、ご家族にも多大な影響を及ぼすため、働き過ぎが原因でこのようなことが起きることはあってはならないことだと思うとともに、企業にとっても損失であるが、鹿児島県内でも平成25年度から27年度の3年間で、11人の方が過重な長時間労働を原因とする脳・心臓疾患で労災認定されており、うち7人は亡くなっている。

今月は、「過労死等防止啓発月間」である。過労死等防止への国民の関心と理解を深めるため、この月間に集中的な周知・啓発が行われる。また、同月間の一環として「過重労働解消キャンペーン」が実施され、過重労働解消に向けたセミナーや相談ダイヤルなど様々な取組が行われる。セミナーについては、11月9日に鹿児島市内（サンプラザ天文館）でも開催されるので、多くの企業に参加してもらいたいと思う。

このように今月は様々な取組が行われるが、過重労働を解消し、過労死等をなくしていくためには、各々の企業において、労働時間を適切に把握した上で、必要な措置を講じてもらうことが何よりも重要である。それに加えて、健康で安心して働き続けられる職場づくりに、労使が一体となって取り組んでいってもらいたいと思う。

必ずチェック 最低賃金！

使用者も
労働者も

鹿児島労働局賃金室

鹿児島県の最低賃金が改正されました。

【鹿児島県最低賃金が平成28年10月1日より時間額715円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最 低 賃 金 額	効 力 発 生 日
	時 間 額	
	715 円	平成28年10月1日

- ★ 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
- ★ 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ★ 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - (4) 精勤手当、通勤手当、家族手当

★最低賃金に関するお問い合わせ先★

鹿児島労働局 賃金室 099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署 099-214-9175
 川内労働基準監督署 0996-22-3225

鹿屋労働基準監督署 0994-43-3385
 加治木労働基準監督署 0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】

鹿児島県 最低賃金

時間額 **715** 円 ↑21n UP

平成28年10月1日から

最低限の
ルールなんです!!

守ってる?
肩上がりでも、働く上でも、
守られてる?

最低賃金、
しっかり
チェック!
ついでに

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saitechingin.info>

パソコンで見る最低賃金の確認方法
WEBチェック!

最低賃金制度

厚生労働省


必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金額以上となっているかのチェック方法は？

チェックしたい賃金を時間額にして
最低賃金額(時間額)と比較します。 (*1)

- (1) 時間給の場合 時間給 ≥ 最低賃金(時間額)
 (2) 日給の場合 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) ≥ 最低賃金(時間額)
 (3) 月給の場合 月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) ≥ 最低賃金(時間額)
 (4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合っている場合
 例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、
 ① 基本給(日給) → (2)の計算で時間額を出す
 ② 各手当(月給) → (3)の計算で時間額を出す
 ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金(時間額)
- (*1) 最低賃金との比較に困ったって、次のように計算しません。
 ① 当初の支給される賃金(時間給または日給)
 ② 1か月を相手取る期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 ③ 所定労働時間と組む時間の割合はおいて支払われる賃金(時間外割増賃金など)
 ④ 所定労働日以外の日の割合に割りして支払われる賃金(休日割増賃金など)
 ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の
 計算を除いた部分(深夜割増賃金など)
 ⑥ 精勤手当、通勤手当および家族手当

あなたの賃は?
調べてみよう

業務改善助成金の拡充のご案内

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などをを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかる費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の 引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
3 0 円以上	7 / 10 (当時使用する労働者が企業全体で30人以下の事業場は3 / 4)	5 0 万円	事業場内最低賃金が 750 円未満の事業場
4 0 円以上	7 / 10 (当時使用する労働者が企業全体で30人以下の事業場は4 / 5)	7 0 万円	事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場
6 0 円以上	1 / 2 (当時使用する労働者が企業全体で30人以下の事業場は3 / 4)	1 0 0 万円	事業場内最低賃金が 1000 円未満の事業場
9 0 円以上	7 / 10 (当時使用する労働者が企業全体で30人以下の事業場は3 / 4)	1 5 0 万円	事業場内最低賃金が 800 円以上1000 円未満の事業場
1 2 0 円以上	1 / 2 (当時使用する労働者が企業全体で30人以下の事業場は4 / 5)	2 0 0 万円	

①過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

②「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター

鹿児島市新屋敷町16-6

フリーダイヤル 0120-898-930

(開所日) 土・日・祝祭日を除く9:00-17:00

鹿児島労働局雇用環境・均等室(山下町付舎)

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21

鹿児島合同庁舎2階

☎ 099-223-8239

鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間

～労働災害防止活動の取組強化～

食料品製造業の皆さんへ

鹿児島労働局健康安全課

鹿児島県の食料品製造業を安全で安心な職場に

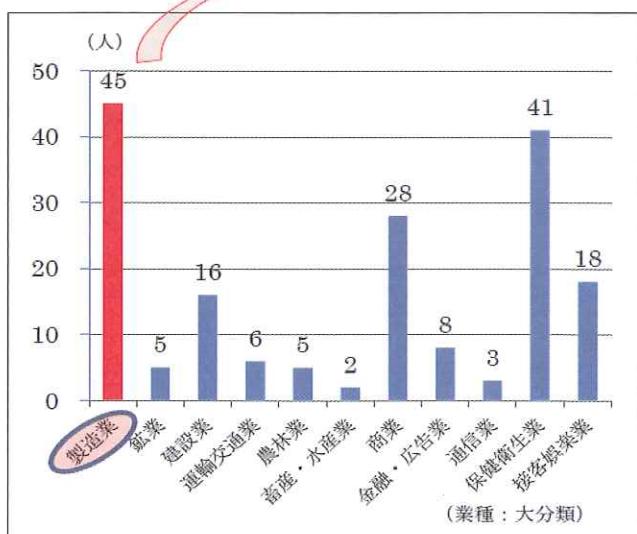
▶平成28年は鹿児島県の労働災害が急増しています。

労働災害の増加率は平成28年6月末現在対前年比19.2%で全都道府県でワースト3位、8月末現在では同18.3%と全都道府県でワースト2位と非常に憂慮される状況にあります。

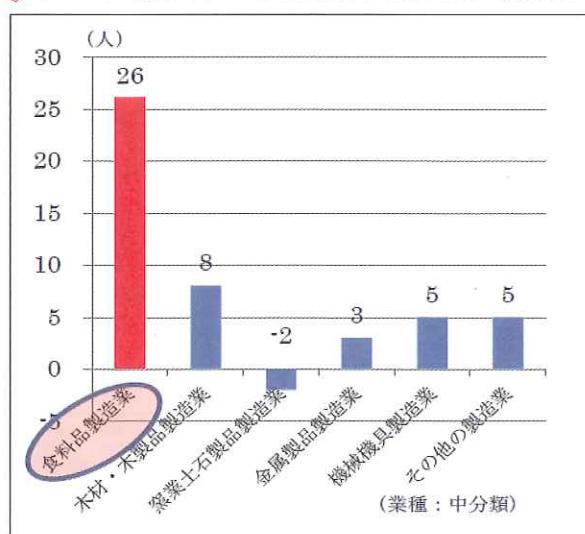
▶このような中、**食料品製造業の労働災害**（休業4日以上死傷者数）は、8月末現在前年比26件増で**全業種の中で最も多くなっています**。

今こそ食料品製造業の労働災害防止の取組が求められているといえます。安心で安全な職場を作りましょう。

[H28年鹿児島県内の労働災害前年比増加件数（業種別）]



[H28年の鹿児島県内の労働災害前年比増加件数（製造業）]



鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間

— H28.8.15～H28.11.30 —

鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、平成28年8月15日～11月30日までの期間を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」に設定し、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

詳しくは鹿児島労働局HPをご覧ください。<http://kagoshima-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

鹿児島県の食料品製造業の労働災害の現状

<業種小分類別の労働災害増減状況>

単位:件

業種	28年1~8月			27年1~8月			対前年増減			増減率(%)
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	
01 肉・乳製品	0	29	29	0	33	33	0	-4	-4	-12.12%
02 水産食料品	0	26	26	0	14	14	0	12	12	85.71%
03 農産食料品	0	11	11	0	11	11	0	0	0	0.00%
04 パン・菓子製造	0	5	5	0	9	9	0	-4	-4	-44.44%
05 酒製造	0	4	4	0	1	1	0	3	3	300.00%
06 飲料製造	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0.00%
09 その他の食料品	1	50	51	1	31	32	0	19	19	59.38%
01 食料品製造合計	1	127	128	1	101	102	0	26	26	25.49%

災害が急増しているのは、「水産食料品」と「他の食料品」の2つであることが分かります

- 鹿児島地区は「水産食料品」「他の食料品」とも増加傾向。
- 鹿児島以外の地区は「他の食料品」のみ増加傾向。
- 「水産食料品」の内容は、鰹節、蒲鉾、薩摩揚げ製造、鰯等の加工など。
- 「他の食料品」の内容は、<鹿児島地区>冷凍食品製造、麺製造、給食、弁当製造、醤油・味噌製造、製茶、<川内地区>菓子製造、給食、鶏卵含有食品等、<鹿屋地区>選果場、茶製造、給食、漬け物製造、<加治木地区>弁当製造、給食、鶏卵含有食品、醤油・味噌製造、冷凍食品、選果場、茶製造、給食、漬け物製造。

<業種小分類別労働災害増減状況>

単位:件

	28年1~8月		27年1~8月		対前年増減			
	水産食料品	その他の食品	水産食料品	その他の食品	水産食料品	増減率(%)	その他の食品	増減率(%)
鹿児島署	21	23	13	18	8	61.5%	4	22.2%
鹿児島地区	12	21	3	15	9	300.0%	6	40.0%
加世田地区	9	2	10	1	-1	-10.0%	1	100.0%
種子島地区	0	0	0	2	0	-	-2	-100.0%
川内署	2	6	1	3	1	100.0%	3	100.0%
鹿屋署	3	9	0	5	3	-	4	80.0%
鹿屋地区	1	5	0	5	1	-	0	0.0%
志布志地区	2	4	0	0	2	-	4	-
加治木署	0	11	0	3	0	-	8	266.7%
名瀬署	0	2	0	3	0	-	0	0.0%
計	26	51	14	32	12	85.7%	19	59.4%

食料品製造業で発生した労働災害の主な事例

<水産食料品の労働災害事例>

区域	事業の種類	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
鹿児島地区	薩摩揚げ製造	女性	44	切れ、こすれ	食品加工機械	すり身を袋詰めするホッパーの内側に付着したすり身をヘラで落とし、手で奥に押し込もうとしてホッパー出口部分に指をはさみ、切断した。
鹿児島地区	水産加工業	女性	65	転倒	作業床	魚を開くため、作業テーブルに魚の入った箱を持ってきて置こうとして転んで手首をひねって骨折した。
鹿児島地区	鰹節製造業	男性	67	転倒	その他用具	鰹の生切り作業中、魚を手元に引き寄せようとして動いた際、足下に置いていた籠に足をひっかけて転倒し、床に膝を強打した。
鹿児島地区	水産物練製品 製造業	女性	45	はされ、巻き込まれ	食品加工機械	練り製品の形成作業中、形成機のカバーに手を置いたところ、カバーが外れ、内部のギアに手が巻き込まれ負傷した(カバーは、洗浄作業後、ネジで締めるのを忘れていたもの)。

<その他の食料品の労働災害事例>

区域	事業の種類	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
鹿児島地区	冷凍食品製造業	男性	25	はされ、巻き込まれ	食品加工機械	機械を停止させて包あん機に詰まった身を取り出し中、誤ってスイッチを押してしまい、指をはされ、負傷した。
鹿児島地区	製茶加工業	女性	49	転倒	通路	工場内で、人をよけて端を歩いた際、機械のコードに足を引っかけ、転倒して肘を打ち、骨折した。
鹿児島地区	その他の事業	男性	59	転倒	作業床	厨房で、水道の蛇口を拭こうとして、油で床が滑りやすくなっていたため、転倒し手をつき、骨折した。
川内地区	菓子製造業	女性	44	はされ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	餅を包装する小包装機のプレスカット部分にシールが付いたため、取り除こうとして清掃していたところ、別の作業員が機械を動かしたため、指をはされ骨折した。
川内地区	選卵箱詰	女性	59	はされ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	自動供給機にトレーが引っかかったことが原因でコンテナが停止したため、詰まりを解除する目的で手を入れたところ、センサーが感知して、コンテナーの間に指を挟まれた。
鹿屋地区	製茶業	男性	58	激突され	フォークリフト	フォークリフトで長さ12mの鉄骨を運搬中、鉄骨を下ろす際、鉄骨がフォークから滑り落ちて付近にいた被災者が下敷きとなって死亡した。
鹿屋地区	選果	男性	54	はされ、巻き込まれ	食品加工機械	野菜の選果作業中、野菜を押そうとして機械に手を入れ手袋ごと巻き込まれ、指を切断した。
鹿屋地区	漬物製造	男性	25	切れ、こすれ	手工具	包丁で野菜をカットする際、野菜を持っていた左手を切りつけた。
加治木地区	弁当製造業	女性	68	転倒	通路	番重(食品容器)洗浄室前で床がぬれていたため、足が滑り転倒、手首をつき、骨折した。
加治木地区	弁当製造業	女性	52	切れ、こすれ	食品加工機械	マルチスライサーで鶏肉の筋切り作業中、機械の横に詰まつたため、取り除こうとして手を入れ、刃に接触し指を負傷した。
加治木地区	冷凍食品製造業	女性	58	転倒	その他起因物	箱詰め作業中、そばに手伝いの人がいるのに気づかず、体を横に移動したところ接触して転倒し、手を床に強打した。

発生事例を踏まえた労働災害防止対策について

➤ 社内の安全衛生に係る体制を確立した上、以下の点について全員に徹底し、安全で安心できる職場を築きましょう。

○ 切れ、こすれ災害の防止(B,Cは「機械による災害の防止」と共通)

以下の点に注意して、「切れ、こすれ」災害等を防止しましょう。

- A 刃物等を扱う時はなるべく耐切傷手袋を使用しましょう。
- B 機械による「切れ、こすれ」災害は、経験の少ない職員に多く見られることから、雇い入れ時、又は作業内容変更時の安全教育を実施しましょう。
- C 機械や刃に付着したものをかき落とす時は、手を使うことは禁止し、機械を停止した上で、適切な用具等を使用するよう徹底しましょう。
- 機械によるはさまれ、巻き込まれ災害等の防止(A,Bは「切れ、こすれ災害の防止」と共通)
- 以下の点に注意して、食品加工機械による「はさまれ、巻き込まれ」災害等を防止しましょう。
- A 機械による「はさまれ、巻き込まれ」災害は、経験の少ない職員に多く見られることから、雇い入れ時、又は作業内容変更時の安全教育を実施しましょう。
- B 機械や刃に付着したものをかき落とす時は、手を使うことは禁止し、機械を停止した上で、適切な用具等を使用するよう徹底しましょう。
- C 清掃や点検などで機械を停止した時は、操作盤の見やすい所に「〇〇作業中」の表示札等を掲げましょう。
- D 作業手順書を作成し、見やすいところに掲示する等周知しましょう。
- E 機械の清掃や調整等のため、臨時にカバー等の安全装置・覆い・囲い等を取り外し、又はこれらが機能しなくなるようにする必要がある時は、あらかじめ事業者の許可を受けて行い、その必要がなくなった時は、直ちに元の状態に戻すよう徹底しましょう。
- F フォークリフトで運搬する時は、荷の種類等に応じた「作業計画」を作り、これに基づき、作業指揮者の指揮を受けて行うことを周知徹底しましょう。

○ 転倒による災害の防止

以下の点に注意して、転倒による災害等を防止しましょう。

- A 床が水や油等でぬれていたため滑って転倒する災害が多く見られるので、床がぬれているときは、速やかに拭き取りましょう。
- B 床を段差のない構造やつまずかないような配線にするほか、特に、常に水を扱う作業場では滑りにくい材質の床にしましょう。
- C 作業員に滑りにくい靴(ゴム長靴)を着用させることも有効です。
- D 物が置かれていることが原因で転倒に繋がる事例が多いので、「整理、整頓、清潔、清掃」の4Sを確實に実行しましょう。
- E 転倒は、高齢者に多く見られますので、高齢者の多い職場では段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保等に留意しましょう。
- F 転倒は単純な災害であるだけに完全な防止は難しいので、定期的な職場巡視とKY活動を両輪としてゼロ災害を目指しましょう。



11月は「労働保険適用促進強化期間」です！ 一人でも雇ったら、労働保険の加入手続が必要です。

鹿児島労働局労働保険徴収室

1 「労働保険」

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」を総称したもので、政府が管理、運営している強制的な保険であります。農林水産業の一部を除き、（パート、アルバイト等を問わず）労働者を一人でも使用している事業主は、全て加入が義務付けられており、労働保険の加入（成立）手続を行うこととなっていきます。

2 「労災保険」と「雇用保険」

「労災保険」は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うほか、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者やその遺族に対する援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

一方、「雇用保険」は、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、その再就職を促進するための能力の開発・向上、福祉の増進を図ることを目的としたものであり、事業主に対しても、失業の予防、雇用機会の増大、雇用の安定等に係る各種助成金制度が設けられています。

3 「未手続事業一掃対策」

労働保険は昭和50年に全面適用となり、既に40年経過し、この間適用事業数は増加してきましたが、依然として小規模零細事業を中心に、相当数の未手続事業が存在すると見られています。

未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であり、厚生労働省では、平成17年度から「労働保険の未手続事業一掃対策」に取り組んでいます。各種事業主団体、個別事業主への訪問指導や自主的に加入手続を取ろうとしない事業主に対しては、職権による加入手続も行っているところです。

4 鹿児島労働局の取組

鹿児島労働局におきましては、未手続事業一掃対策として、労働基準監督署及び公共職業安定所と連携し、また、労働保険加入促進業務の受託団体である一般社団法人全国労働保険事務組合連合会鹿児島支部とも協力しながら、未手続事業の解消に積極的に取り組んでいるところです。

平成27年度においては、未手続事業一掃対策の結果421の事業場の労働保険関係が成立しています。

5 「労働保険適用促進強化期間」

労働保険料の徴収等については、事業主による自主申告・自主納付を前提としています。そのため、労働保険制度の円滑な運営には、事業主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

しかしながら、労働保険制度への理解が不十分である

こと等の理由により、加入手続をされていない事業主の方も少なからず見受けられるため、厚生労働省では、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国的に集中して労働保険制度の周知・広報に努め、未手続事業の解消を図ることとしています。

6 職権による加入手続

労働局の手続指導にもかかわらず、自主的に加入手続を行わない未手続事業については、職権による成立を行うこととなります。

この場合、事業を開始した日（基本的に、その日が2年前の日の属する保険年度の初日より以前の場合は、2年前の日の属する保険年度の初日）まで遡及して労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金を徴収することになります。

7 労災保険給付に係る費用徴収制度

未手続事業に対する罰則が強化され、労働保険に加入すべき事業主が、労働保険の加入手続を行わない間に事故が発生した場合は、遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付額の100%又は40%を徴収することになっています。

8 労働保険事務組合と特別加入

労働保険の加入に当たっては、各種事務手続を労働保険事務組合に委託する制度もあります。事務手続に行く時間がない、事務手續が難しそうという事業主に代わって事務手續を行ってくれます。

この制度を利用すると、労働保険料の金額の多少にかかわらず、3回に分けて納付することができます。また、本来加入できない中小企業の事業主の方等も、労災保険に特別に加入することもできます。

9 適用事業場情報のネット検索

平成22年12月から、労働保険の適用事業場情報がインターネットにて確認できるようになり、事業場が労働保険の加入手続を取っているかどうか、厚生労働省のホームページ上で検索できるようになりました。

10 最後に

昨今の景気の変動等による経営環境の厳しさ、不安定な雇用環境の状況のなか、多くの企業にとって、万一の事故や失業等に備える労働保険に加入しておくことは、セーフティネットとしての最低限の必須要件です。

また、不安なく働く労働環境の整備は、労働者のためだけでなく、会社経営の安定にも結びつくことになります。

労働保険の加入手続が、まだお済みでない場合は、今すぐ、労働局又は最寄りの労働基準監督署かハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。



何があっても、 社員の人生を預かっていると 思える社長ですか。



入ることで、社員を支え、会社を守る。



事故や災害にあった時、あなたは社員を守れますか。

労働保険に入っていないと、

社員はもちろん、会社にも大きな負担がかかります。

正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、

一人でも雇つたら必ず入ってください。

社員を支え、会社を守ることがトップの責任ですから。

●労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。

●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合もあります。

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

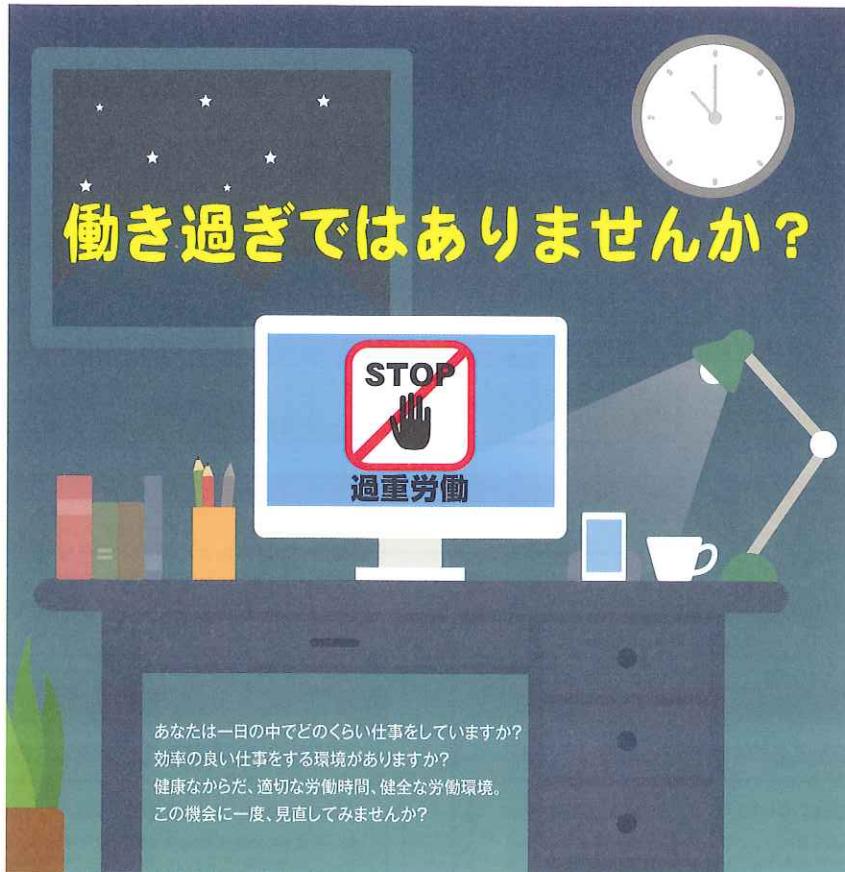
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



過重労働解消キャンペーンを11月に実施します

鹿児島労働局監督課

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。鹿児島労働局では同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

無料

過重労働等に関する相談はこち
ら

「過重労働解消相談ダイヤル」

なくしましょう 長い技茶
0120-794-713
11月6日(日) 9:00~17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

各種行事・研修会等のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

各種行事・研修会等のご案内を致します。

詳細は最寄りの支部又は当協会本部までお問い合わせ下さい。

多数の参加をお待ちしています。

名 称	期 日	場 所
建設業を対象としたコミュニケーション等向上研修（半日コース）（無料）	28年12月9日	鹿児島市
局所排気装置等の定期自主検査者講習	29年1月18日～1月20日	鹿児島市
腰痛予防講習会（無料）	29年2月8日	鹿児島市
鹿児島県労働災害防止研修会（無料）	29年2月17日	鹿児島市

※時期がきましたらホームページ、本誌（鹿児島労基）でご案内致します。

業務改善助成金が拡充されました。

鹿児島労働局雇用環境・均等室

業務改善助成金の概要

今年8月24日から、業務改善助成金の制度が拡充されていますので紹介します。

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

支給対象者

事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者。※引き上げる賃金額により、支給対象者が異なりますのでご注意ください。

助成額

1 現行コース

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
60円コース	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場	60円以上	1/2 (當時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円

2 引上げ額選択コース

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	30円以上	7/10 (當時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	40円以上		70万円
90円コース	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場	90円以上	※別途定める生産性要件を満たした場合は、3/4(4/5)	150万円
120円コース		120円以上		120万円

○事例

小荷物専用昇降機の導入による移動負担と商品ロス削減

【所在地】福岡県 【従業員数】10～19人 【事業の種類】飲食業
ビルの1階から3階を使用して飲食業を営んでいますが、厨房と客席のフロアが別なので、料理を運ぶ際に階段を使用しており、移動の負担や商品ロスのリスクがありました。そこで、助成金を活用して料理を運ぶ小荷物専用昇降機を導入しました。



- 時間や労力の削減のみならず、移動時の飲食物のこぼれなどのトラブルも解消できて顧客満足度が上昇
- 作業時間及び人的ミスの削減によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（最低賃金）を50円引き上げた。

助成金活用のポイント

移動の負担を軽減することで、トラブル防止や従業員の他業務への振り分けが可能となった。

○事例

顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務効率化

【所在地】山形県 【従業員数】1～4人 【事業の種類】中古車販売・整備業
顧客管理や在庫管理をエクセルで行っていましたが、複雑な販売・経営管理に対応できず、入力ミスや漏れも発生していました。そこで、助成金を活用して顧客管理・在庫管理・帳票作成などを一元的に行うことができるシステムを導入しました。



- 事務処理の時間が短縮できたことで、販売や顧客フォローに注力することが可能となり顧客満足度が上昇
- 作業時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給（最低賃金）を60円引き上げた。

助成金活用のポイント

システムを導入することでデータの把握や管理をより早く正確に行い、収益確保のための販売活動に注力できる体制を構築した。



その他の例については、生産性向上の事例集をご覧ください。
(厚生労働省HP内 Pdf: [5,305KB])



詳細は厚生労働省（左QR）、鹿児島労働局（右QR）の業務改善助成金のページをご覧ください。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

年休日の「通常賃金」とはどんなもの

(Q) 年次有給休暇（以下「年休」）について、おたずねいたします。労働基準法第39条では、「使用者は、第1項から第3項までの規定による有給休暇の期間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない」と、年休日の賃金の支払い方法を定めています。

ところで、ここでいう「通常の賃金」とは、どういう賃金を指しているのでしょうか。たとえば、ある人が毎日のように残業を行っているような場合、この人の年休日の賃金には残業分の賃金を含めた賃金を支払わなければならないのでしょうか。また、三交替勤務の場合、社員が三直（午後10時から午前8時勤務）に当たっている日に年休行使した場合、通常の賃金として深夜割増手当も支払うべきでしょうか。

臨時の賃金、割増賃金を除外した賃金

(A) 労働基準法第39条第6項にいう「通常の賃金」とは、「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金には、臨時に支払われた賃金、割増賃金の如く所定時間外の労働に対して支払われる賃金等は、算入されないものであること」（昭27・9・20 基発第675号）とされていますので、ご質問の場合は割増賃金を除外して計算して構いません。

同条同項の趣旨は、年休日の賃金についての計算事務

労働衛生と産業保健のこれから

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員
林 和幸（労働衛生工学）

人類の有史以来の大きな歴史の発展は、人類の文明の形で各区域に古代文明国家の姿として残されているほか、長い歴史と共に人類の産業の発展に寄与するエネルギーは目をみはるものがあり、地球規模での産業の発展が視野に入りつつある。産業保健という語句は広辞苑を広げてみると、産業という語句と保健という語句に收められている。産業は生活のための仕事項目が挙げられている。保健という語句は健康保持項目が挙げられている。労働衛生という語句も労働語句と衛生語句に收められ、労働という語句は現代風な言い回しで、「人間がその生活に役立つように手・足・頭などを働かせて自然質量を変換させる過程」と挙げられ、衛生という語句は「健康的の保全・増進を図り、疾病的予防・治療につとめること」と現代の諸施策もこれら語句が持つ深い意味を包含させられているとみられる。諸施策の具体的な内容については、地域状況・国別状況によって大きな差異があろうが、最近では、我が国においては化学物質640物質のリスクアセスメント義務化について等、これまでの「努力義務」

手続きの簡素化を図るのが目的ですので、実務上は「日給者、月給者等につき、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う場合には、通常の出勤をしたものとして取扱えば足り、規則第25条に定める計算をその都度行う必要はないこと」（同上）とする解釈例規に従って処理されればよいでしょう。

ただ、「所定時間外の労働」とは、一般に時間外労働とか深夜労働を指すわけですが、たとえば深夜労働が常態となっている夜警業務の場合などは、その深夜労働 자체が通常の労働（所定労働）と解されますから、この夜警労働に就く人が年休行使したような場合は、深夜割増賃金も当然含んだ賃金を支払わなければなりません。

そこで、ご質問の場合を考えてみますと、まず三交替制の勤務が一定のサイクルで行われている場合、つまり3日間とか一週間とかいうように一定の間隔で三交替勤務が行われているような場合は、時間帯の異なるそれぞれの労働が所定労働と解されます。ですから、三交替勤務に就く労働者がどの時間帯の勤務に年休行使しようとも、その勤務のときに支払われる賃金を支給しなければなりません。しかし、三交替制の勤務が一定のサイクルでなされていない場合は、深夜勤務をして支払われる深夜割増賃金は通常の賃金とは解されず、深夜勤務にたまたま就いている労働者が年休行使しても、この場合は深夜割増賃金を差し引いた通常の賃金を支払えば足りることになります。

貴社の場合、三交替勤務が一定のサイクルで行われているのかどうかが定かではありませんが、もし此のようであれば、深夜の番方にあたる労働者が年休行使したときは深夜割増分を含めた賃金を支払うことになります。

を「義務」とし、新たな施策の実施に踏み切り施策の充実を図ってきているように思われる。

リスクアセスメントの方法としては、

方法1） 作業環境測定と同じ方法で、作業環境管理を行う。

方法2） 作業者の中から代表者を選び、その作業者の口元の有害物濃度の測定と評価を行う。

という2つの方法がありますが、最近では、「コントロールバンディング」と呼ばれる ILO・英国で開発された方法1) 2) 以外の実測を行わない簡単方法もあります。この方法によるリスクアセスメント手順は、①全ての作業場所ないし作業における取り扱われる化学物質の洗い出し。②有害性の特定。③リスクの見積と許容範囲有無評価。④許容範囲を上回る場合は、設備作業などの見直し・局所排気装置の改善など、作業者のばく露を少なくするための措置を講じる。⑤リスク許容範囲内であるか確認のため改めてリスクを見積もる。等の手順で確実なリスクアセスメント結果を得る。（国際的手順）

施策の国際化・共有化は、将来的に地域間・国家間の経済格差の是正を促す源となる可能性が大きいと考えられることから、産業保健・労働衛生についての発展・進歩に力を入れておくことが肝要と思われる。

労働契約申込みみなし制度について

鹿児島労働局需給調整事業室

<労働契約申込みみなし制度とは>

労働契約申込みみなし制度とは、派遣先等が違法派遣を受けた時点で、派遣先等が派遣労働者に対してその派遣労働者の雇用主（派遣元事業主）との労働条件と同じ内容の労働契約を申し込んだとみなす制度です。なお、派遣先等が違法派遣に該当することを知らず、かつ、知らなかったことに過失がなかったときは適用されません。

派遣先等が労働契約の申込みをしたとみなされた場合、みなされた日から1年以内に派遣労働者がこの申込みに対して承諾する旨の意思表示をすることにより、派遣労働者と派遣先等との間の労働契約が成立します。

<労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣の類型>

①派遣労働者を派遣禁止業務に従事させること…(1)港湾運送業務 (2)建設業務 (3)警備業務 (4)病院等における医療関連業務※
※(4)については紹介予定派遣の場合や産前産後休業・育児休業・介護休業等を取得する労働者の代替の場合等は派遣が可能です。

②無許可（無届）事業主から労働者派遣の役務の提供を受けること

許可（届出）事業主については、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」で確認することができます。

③事業所単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けること

④個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けること

⑤いわゆる偽装請負等…「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」について厚生労働省HPを参照ください。

*詳しくは、鹿児島労働局 需給調整事業室（☎099-219-8711）までお問い合わせください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

[平成28年8月末現在]

県内有効求人倍率	1.03倍	(前月比 同水準)
全国平均有効求人倍率	1.37倍	(前月比 同水準)
県内正社員有効求人倍率	0.66倍	(前年同月比0.15P増)
全国正社員有効求人倍率	0.87倍	(前年同月比0.12P増)
※本県の雇用情勢は、有効求人倍率が4か月連続で1倍台となり、依然、緩やかな改善傾向にありますが、産業によって求人の増減にばらつきがあり、今般の熊本地震の当県の雇用・経済に与える影響も含め、今後の求人・求職の動きに注意が必要と思われます。		

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。

【キャリアアップ助成金】

有期契約、短時間、派遣等で働く非正規雇用の労働者の、企業内でのキャリアアップ等を促進するための取り組みを実施した事業主に対して助成を行っています。

①「正社員化コース」②「人材育成コース」、③「処遇改善コース」の3つのコースがありますが、③については平成28年10月より、所定労働時間を5時間以上延長し社会保険の適用をした場合に、1人当たり20万円の助成が受けられるよう拡充されました。

※ご相談や詳細確認（事前に計画書の提出が必要等あり）は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-5101）までお問い合わせください。

平成28年 業種別死傷災害発生状況（9月末）

鹿児島労働局

	平成28年		平成27年		増減数
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	
全産業	1282	12	1116	11	166 1
1 製造業	239	1	196	2	43 -1
1 食料品製造業	142	1	119	1	23
4 木材・木製品製造業	12		5		7
9 薫蒸土石製品製造業	10		13		-3
11～12 金属製品製造業	15		10	1	5 -1
13～15 機械機具製造業	19		12		7
上記以外の製造業	41		37		4
2 鉱業	5		1		4
3 建設業	195	3	181	3	14
1 土木工事業	80	2	59	1	21 1
2 建築工事業	94	1	101	1	-7
3 その他の建設業	21		21	1	-1
4 運輸交通業	134	1	133	1	1
1 鉄道・航空機業	6		5		1
2 道路旅客運送業	13		8		5
3 運賃貨物運送業	115	1	119	1	-4
4 その他の運輸交通業			1		-1
5 貨物取扱業	17		16	1	1 -1
1 陸上貨物取扱業	8		6	1	2 -1
2 港湾運送業	9		10		-1
6 農林業	62	2	55	2	7
1 農業	30		25		5
2 林業	32	2	30	2	2
7 畜産・水産業	63	1	60	1	3
8 商業	175	3	151	1	24 2
1 鉱売業	23		19		4
2 小売業	125	3	115	1	10 2
3 理美容業	1		3		-2
4 その他の商業	26		14		12
9 金融・広告業	17		8		9
11 通信業	6		4		2
12 教育・研究業	9		13		-4
13 保健衛生業	187		140		47
1 医療保健業	70		48		22
2 社会福祉施設	116		86		30
3 その他の保健衛生業	1		6		-5
14 接客娯楽業	88		73		15
1 旅館業	20		16		4
2 飲食店	43		35		8
3 その他の接客娯楽業	25		22		3
上記以外の事業	85	1	85		1
10 映画・演劇業					
15 清掃・と畜業	46		49		-3
16 宮公署	2		1		1
17 その他の事業	37	1	35		2 1
陸上貨物運送事業（4～3・5～1）	123	1	125	2	-2 -1
第三次産業（8～17）	567	4	474	1	93 3

①死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

②死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業 南九州初 鹿児島県認定第1号！

鹿児島労働局雇用環境・均等室

「女性活躍推進法」に基づき女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主として、平成28年9月30日付けで、

株式会社 新日本科学 (鹿児島市)

を、鹿児島県内で第一号の「えるぼし」企業に認定しました。

同社は、認定の評価項目の全てを満たした最も高い、3段階目の認定となります。

認定通知書の交付式を10月19日に執り行いました。



認定マーク「えるぼし」



左から、江原労働局長、株式会社新日本科学 永田良一
代表取締役会長兼社長、長利総務人事統括部 統括部
長、松本総務人事担当取締役

えるぼし認定制度について

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなどといったメリットがあります。

【参考】「えるぼし」認定企業への優遇措置

- 1 公共調達における加点評価：公共調達のうち、国が価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行うときは、契約の内容に応じて、「えるぼし」認定企業は加点評価されます。
- 2 日本政策金融公庫による低利融資：日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から-0.65%での低利融資を受けることができます。

(※) 基準利率：中小企業事業1.30%、国民生活事業
1.85%（平成28年5月13日時点）

○認定基準の詳細については、厚生労働省HP（女性活躍推進法特集ページ）をご確認ください。

⇒<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

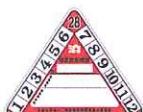
ほっと一息



さつまいもの花（10月頃）桜島の大地より

特
自
檢

特定自主検査



検査を済ませた機械には、
それを証する検査済標章を
貼付しなければなりません。



箕美和子

安心の笑顔の向こうに特自檢



特定自主検査強調月間

11月1日・30日

主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部：各都道府県支部

後援 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会



公益
社団法人
建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

平成28年度建設荷役車両特定自主検査

強調月間実施要綱

スローガン

「安心の笑顔の向こうに特自検」

平成28年11月1日・11月30日

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、平成27年度には全国で約170万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。当協会においては、平成28年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各労働局・署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1)建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2)建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4)建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

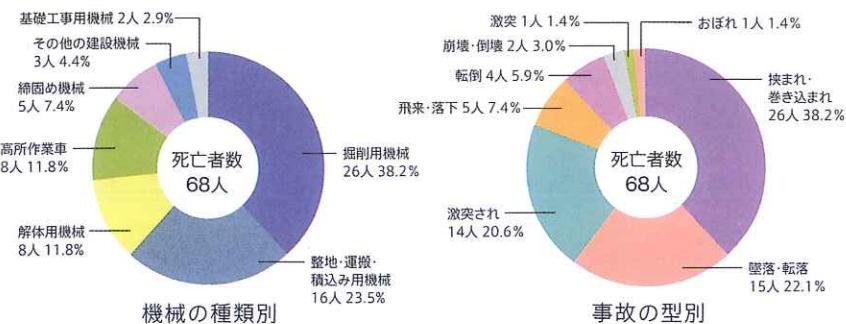
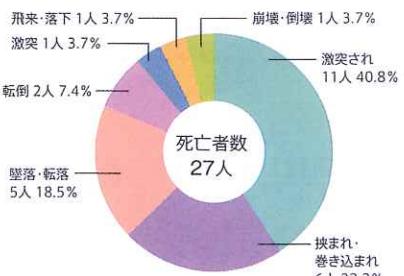
- (1)新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2)ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3)巡回指導による現地指導
- (4)研修会・実務研修等の開催
- (5)「特定自主検査業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1)登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特定自主検査業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特定自主検査業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特定自主検査業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
 - 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (2)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検が計画的に実施されているか確認する。
 - 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
 - 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

平成26年における車両系建設機械等・荷役運搬機械による死亡災害の発生状況

車両系建設機械・高所作業車

車両系荷役運搬機械
(フォークリフト)

(情報提供:厚生労働省)

<問い合わせ先>

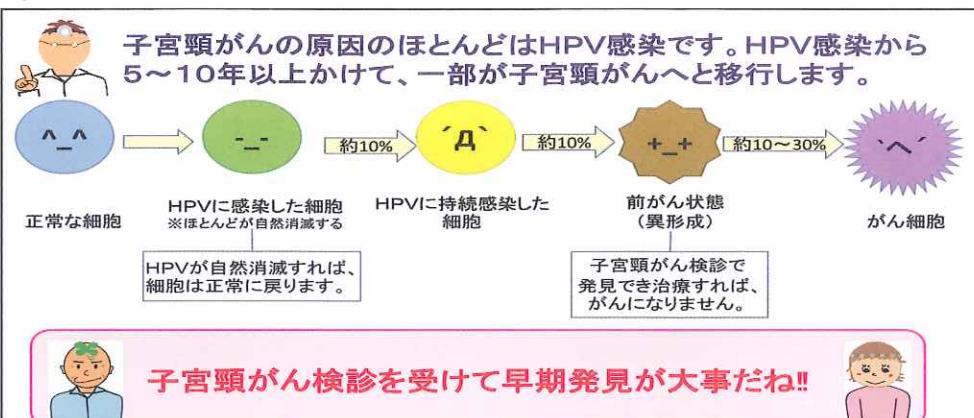
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部
鹿児島市卸本町6番地12（オロシティーホール内）
TEL 099（260）0615 FAX 099（260）0646

●保健師からお届け
クローバーたより●

受けよう子宮頸がん検診!!

健康 第一 クロ葉さん♪

ヘルスサポートセンター鹿児島



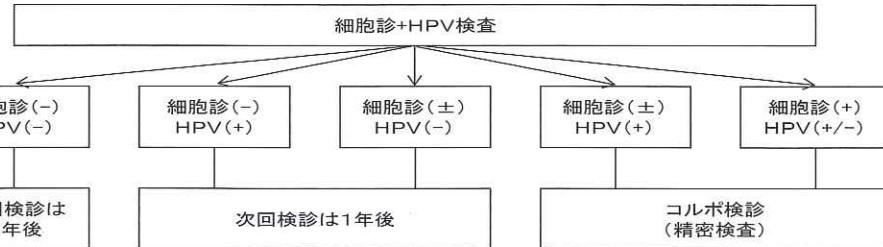
子宮頸がん検診を受けて早期発見が大事だね!!

現在日本の子宮頸がん検診には2つの方法があります。
1. 子宮頸部の細胞診(自治体等の助成金が受けられます)
2. 子宮頸部の細胞診+HPV検査 安心感アップ

安心感アップ

子宮頸部の細胞診+HPV検査

- がんになる前の段階でほぼ確実に見つけることができます。
- がんになる前にみつけることができれば、子宮を残して治すことができます。
- 将来のがんになるリスクも分かれます。



併用検診で問題がないと次回検診は3年後でよいのね!



家族
け
ね
嬉
ね
うれ
す
ない
じやつ
どんそ
や
後
回
し
あ
た
い
の
こ
ち
や
家
族
の
為
け
ね
つ
め
子
心
の
狂
句

特別編

2016年9月

健康の保持・増進のお手伝いをします！！

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96



健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



平成28年12月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 12/5~12/9	11/7~11/11	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 12/5~12/6		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	12/7~12/9	11/7~11/11	会員 18,440円 一般 19,440円	
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	12/12~12/13	11/14~11/18	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
			【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
玉掛け	12/19~12/21	11/21~11/25	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、 移動式クレーン運転士、揚貨 装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能 講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能 講習修了者
石綿作業主任者	12/19~12/20	11/21~11/25	会員 12,716円 一般 13,716円	
移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	12/12~12/17	11/14~11/18	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必 修科目となっております。)
【学科免除者】 79,920円				
クレーン運転	12/5~12/6	11/7~11/11	会員 16,770円 一般 20,010円	
衛生推進者	12/16	11/14~11/18	会員 8,032円 一般 8,532円	
	12/21~12/22	11/21~11/25	会員 12,744円 一般 15,984円	

(備考) 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただき、案内書をお取り寄せください。

3 建設労働者確保育成金制度の一部が改正されました。講習日の1か月前までに計画届の提出が必要です。

詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。

厚生労働省委託事業 【参加費無料】

コミュニケーションスキル等向上研修（半日コース）のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得することを目的とした研修です。
多数の参加をお待ちしています。

期日／平成28年12月9日（金）13時00分～16時30分

場所／オロシティーホール（鹿児島市卸本町6-12）

問い合わせ先（研修受託者）

（株）労働調査会 雇用管理研修事業部（東京都）

TEL：03-3918-5517

申込みは、特設HP「雇用管理研修」より申込み下さい。